

外来医療計画に係る取組について (共同利用計画書)

1 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、「外来医療機能分担申出書」(外来医師多数区域のみ)及び「共同利用計画」について、医療機関の開設者に対し、提出を求めることとしております。

今回、報告させていただく「共同利用計画」については、それぞれ令和3年8月1日から令和4年1月28日までに所管保健所に提出されたものです。

2 共同利用計画

期間内において、5件の提出がありました。